

○厚生労働省告示第百六十一号

厚生労働大臣の定める評価療養及び選定療養（平成十八年厚生労働省告示第四百九十五号）第一条第一号の規定に基づき、厚生労働大臣の定める先進医療及び施設基準（平成二十年厚生労働省告示第百二十九号）の一部を次のように改正する。

平成二十五年五月一日

厚生労働大臣 田村 憲久

第三に次の一号を加える。

四十七 食道がんの根治的治療がなされた後の難治性の良性食道狭窄さくに対する生分解性ステント留

置術 食道がんの根治的治療がなされた後の難治性の良性食道狭窄さく（内視鏡による検査の所見で

悪性ではないと判断され、かつ、病理学的見地から悪性ではないことが確認されたものであつて

、従来の治療法ではその治療に係る効果が認められないものに限る。）